東浦町障害者住宅改修費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の居住する住宅の改造に要する経費の一部を助成することにより、障害者の自立した生活の維持、拡大を支える住まいづくりを図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本町に住所を有する在 宅の身体障害者手帳の交付を受けている者で、東浦町重度身体障害者日常生活用具 給付事業実施要綱(以下「日常生活用具給付要綱」という。)の対象となる住宅改修 を行う者とする。

(対象工事)

- 第3条 助成金の交付の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、対象者の 居住の用に供する住宅及びその敷地について、次の各号に掲げる工事のうち、東浦 町住宅リフォームヘルパーチーム設置要綱に定める住宅リフォームヘルパーチーム (以下「リフォームヘルパーチーム」という。)が必要と認める工事とする。
 - (1) 日常生活用具給付要綱に定める住宅改修工事
 - (2) 前号の工事及び対象者の居宅への出入りを容易にするためのスロープ及び手すりの設置工事
 - (3) 第1号の工事及び対象者の移動を容易にするための通路、出入口等の新設、拡 張等の改造工事及び手すりの取付工事
 - (4) 第1号の工事及び屋外での対象者の移動を容易にするための工事
 - (5) 第1号の工事及びその他対象者の自立生活の維持、拡大に高い効果があると 認められる改造工事
 - (6) 前各号の工事の施工のために必要となる関連工事
 - (7) 前各号の工事の施工に必要な設計管理費用
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象工事としない。
- (1) 日常生活用具給付要綱以外の他の制度による助成、給付等の対象となる場合
- (2) エレベーターその他の昇降機器、家具什器類及び移動式用具の設置を目的とする場合
- (3) 同一対象者について、既に本要綱による助成を受けている場合
- (4) 住宅の老朽化に伴う工事
- (5)新築、増築又は改築工事

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象工事に要する額のうち、東浦町障害者地域生活支援事業 実施要綱第2条第3号の日常生活用具給付事業に係る同要綱第10条第1項の規定に よる地域生活支援給付費の支給の額を除いた額とし、40万円を限度とする。ただし、 次条の申請書の申請日の属する年度(4月及び5月が申請日である場合にあっては、 申請日の属する年度の前年度)において、対象者の属する世帯の構成員のうち当該年度の住民税を課税されているものがいる場合については、10万円を限度とする。 (対象工事の審査)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着工前に、住宅改修費助成対象工事申請書(様式第1)に次に掲げる書類等を添付して、助成対象工事の内容の審査を受けなければならない。
 - (1) 工事計画図面(施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - (2) 見積書等工事明細及び工事費の内訳を示す書類の写し
 - (3) 工事部分の現状写真
 - (4) その他審査に必要な書類として町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を住宅改修費助成対象工事審査結果通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする
- 3 前項の審査に当たっては、町長は、リフォームヘルパーチームの意見を聴しなければならない。

(助成金の交付申請)

- 第6条 前条の規定による対象工事の審査を受けた申請者は、次に掲げる書類等を添付して住宅改造費助成金交付申請書(様式第3)を町長に提出するものとする。ただし、申請内容が、前条の申請書と同一の場合は、添付すべき書類を省略することができる。
 - (1) 工事計画図面(施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - (2) 見積書等工事明細及び工事費の内訳を示す書類の写し
 - (3) 工事部分の現状写真
- 2 前項による申請ができる内容は、前条の規定による審査により、対象工事と認められたものに限るものとする。
- 3 町長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その適否を住宅 改修費助成金交付決定申請却下通知書(様式第4)により申請者に通知するものと する。

(工事の変更)

- 第7条 申請者は、交付決定を受けた対象工事の内容を変更しようとする場合は、町長に住宅改修費助成金変更交付申請書(様式第5)に変更内容を明らかにした書類等を添えて審査を受けなければならない。ただし、変更内容が軽微な場合であって、かつ、すでに交付決定を受けた助成金の額に変更がないときは、これを省略できるものとする。
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否 を住宅改修費助成金変更交付決定申請却下通知書(様式第6)により申請者に通知 するものとする。

(実績報告書)

- 第8条 申請者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類等を添えて、住宅改修費助成対象工事実績報告書(様式第
 - 7)を町長に提出しなければならない。
 - (1) 工事施工図面(施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - (2) 施工業者からの工事費請求書及び請求内訳書の写し
 - (3) 工事部分の施工後の写真
- 2 町長は、前項の完了届を受理したときは、速やかにその内容を審査するとともに 現地調査を行い、その結果を住宅改修費助成対象工事完了確認書(様式第8)によ り申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

- 第9条 前条第2項により確認を受けた申請者は、住宅改修費助成金支払請求書(様式第9)により、助成金の支払いを町長に請求するものとする。
- 2 町長は、前項の請求書を受理した日から30日以内に助成金を支払うものとする。 (交付決定の取消し及び助成金の返還)
- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若 しくは一部を取り消し、又は既に支払った助成金の全部若しくは一部を返還させる ことができる。
 - (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき
 - (2) 申請書類等に虚偽の事項を記載し、又は助成金の執行に関し不正な行為があったとき
 - (3) 対象工事を中止又は廃止したとき

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に住宅改修費助成対象工事申請書を受け付けたものについては、 なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

住宅改修費助成対象工事申請書

						年	月	日			
Ţ	東浦町長										
			申請者	6 住所							
				氏名 電話							
	東浦町住宅改修費助成金交付要綱に基づく助成対象工事の審査について、次のとおり関係書類を添えて申請します。										
対	氏名				住所						
象	身体の					-					
者	状 況	障害者	手帳	(下肢・体幹	全・上肢	;	種	級)			
工事内容及び	日常生 活用具 給付対 象工事										
目的	町助成 対象工 事										
工	期	年		日着手		F 月		完了	7 (0)		

- ※添付書類(1)工事計画図面(施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - (2) 見積書等工事明細及び工事費の内訳を示す書類の写し
 - (3) 工事部分の現状写真

住宅改修費助成対象工事審査結果通知書

								/ T:	第	号口
				様				年	月	日
				143.0		東浦町	長			
		年	H	ロ付けて	由きのな	りよした古	浦町住宅改	·	t 会六日i	田 公田
に基	長づく	•				りょした泉		修复功用	X 並 父 门 音	女啊
対	象者日	氏名								
			内		Ź	3			工事費	
審		日							(円)	
I	対	常								
查	象	生活								
且.	涿	用用								
	工	具								
結	事	部分								
	7),								
果										
		町助								
		成								
		部八								
	対	分								
	象									
	外工									
	工事									
摘	(1)	助助	成金の交付	寸申請は、	本通知に	より対象工	事として認	見められた	を事項に	限ら
, , , , ,		します	-	由き始み	口带小江	田目公仏も	象工事に係	えま田	(20 - III	よって日
要							家工争に係 きの規定に			
			と限度とし				.,_,_,	., -, ,		

住宅改修費助成金交付申請書

							年	月	日
東	河浦町長								
			申請	者 住所 氏名					
		年 月 日付けて、次のとおり交付	を申請します。		査を受	けた東浦	町住年		
		費助成金交付申請額						ŀ	円
対	氏名		住河	<u></u>					
象	身体の								
者	状 況								
		障害者手帳(下肢	と・ 体幹・上肢	種	重 級	b)			
1		内 容	·	的			工事	費(円])
工事	助成対								
計	象工事								
画									
	工事費	総工事費	円(うち対		 費	<u> </u>])		
	工期	年 月	日着手 ~	年	月	日完了			

- ※添付書類(対象工事の審査を受けたものと同一の場合は、省略できます。)
 - (1) 工事計画図面(施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - (2) 見積書等工事明細及び工事費の内訳を示す書類の写し
 - (3) 工事部分の現状写真

交付決定

住宅改修費助成金

通知書

申請却下

第 号 月 日

年

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町住宅改修費助成金について、次のとおり決定しました。

1. 申請のあった対象工事について助成金を交付します。

対象者氏名

住宅改修費助成金交付決定額

円

付記

- (1) 助成対象工事の内容を変更するときは、変更の申請をしてください。ただし、変更内容が軽微なものであり、かつ、助成金の交付決定額に変更がない場合は省略できます。
- (2) 工事完了後、30日以内に、次の書類等を添付して完了届を提出してください。
 - ア 工事施工図面 (施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - イ 施工業者からの工事費請求書及び請求内訳書の写し
 - ウ 工事部分の施工後の写真
- 2. 申請を却下します 理由

住宅改修費助成金変更交付申請書

		年	月	日
東浦町長				
申請者	住所			
	氏名 電話			
年 月 日付け 第 号 費助成金について、次のとおり変更したいのでE		東浦岡	丁住宅改	女修
対象者氏名				
変更内容	変更理由等			
変更後の助成対象工事費			円	

- ※添付書類(1)工事変更図面(変更内容を明記したもの)
 - (2)変更見積書等、工事費の変更内訳を示す書類の写し
 - (3) 追加工事のある場合は、その部分の現状写真

決 定

住宅改修費助成金変更交付

通知書

申請却下

 第
 号

 年
 月

 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町住宅改修費助成金の変更について、次のとおり決定しました。

対象者氏名

1. 変更申請のあった対象工事について助成金を変更交付します。

変更後の住宅改修費助成金の交付決定額

Н

2. 申請を却下します 理由

住宅改修費助成対象工事実績報告書

							年	月	日
東浦町長									
				由語表	全 住所				
				17.11月7日	1 1-1/1				
					氏名				
					電話				
年		目付け					ナた東浦町	丁住宅3	收修費
助成対象工事が	3完了した	こので、	関係書類	を添え	て届け出	はます。			
対象者	氏名				住所				
	内		容				工事費	(円)	
工事費	総工事	貴	F.	(う	ち対象コ	二事費		円)	
工事期間	着工	年	月	月 •	完了		年 月	目	

- ※添付書類(1)工事施工図面(施工前後の図面に工事内容を明記したもの)
 - (2) 施工業者からの工事費請求書及び請求内訳書の写し
 - (3) 工事部分の施工後の写真

住宅改修費助成対象工事完了確認書

							年	第 月	号 日
							+	Л	Н
			様						
					東浦	町長			
象工事				けで完了届の提 確認しました。	出のありま	ミした東浦町住	主宅改修	修費助 局	文対
対象者	氏 名				住 所				
確認日		年	月	日	確認者				
確									
認									
内									
容									
備考									

住宅改修費助成金支払請求書

							年	月	日		
東	浦町長	Ę									
				請求者	首 住	所					
					氏	名					
					電	話					
年 月 日付け 第 号で完了確認を受けた東浦町住宅 修費助成金を請求します。									改		
住宅改修費助成金請求額 円											
助成金	全 受取口座										
◆ 豆n ±	幾関名			銀行・農	銀行・農協						
金融	対 関		信用金属	信用金庫			店 支				
口座	普通	口座				フリガナ					
種別	当座	番号				口座名義人					
			,		'						
備考											